

第78期

定時株主総会招集ご通知



日 時

2026年6月26日（金曜日）午前10時



場 所

大阪市西区立売堀4丁目11番14号

当社 11階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目 次

第78期定時株主総会招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 5
事業報告	P.18
連結計算書類	P.32
計算書類	P.34
監査報告書	P.36

株主各位

証券コード 9934
2026年6月5日
大阪市西区立売堀4丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 玉垣 雅之

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.inaba.co.jp/financer/stockinfo/meeting/>

（上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「関係資料」欄よりご確認ください。）



[東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「因幡電機産業」または「コード」に当社証券コード「9934」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



[株主総会資料 掲載ウェブサイト]

<https://d.sokai.jp/9934/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2026年6月25日（木曜日）午後5時15分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

1	日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2	場 所 大阪市西区立売堀4丁目11番14号 当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3	目的事項 報告事項 1. 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

■ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、前述のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時

2026年
6月26日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席されない場合

インターネット等で 議決権を行使する場合



次頁のご案内に従って、
議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

2026年
6月25日（木曜日）
午後5時15分
入力完了分まで

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット等と書面（議決権行使書）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

書面（議決権行使書）で 議決権を行使する場合



議決権行使書用紙
に賛否をご記入いただき、
切手を貼らずに
ご投函ください。

行使期限

2026年
6月25日（木曜日）
午後5時15分
到着分まで

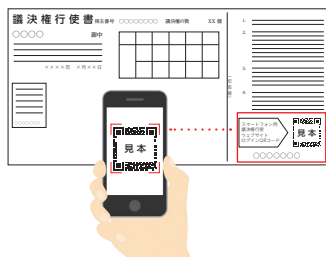
- 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

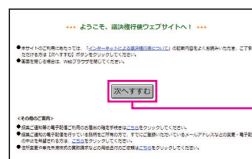
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

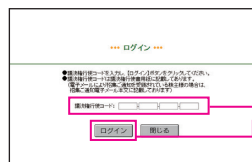
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

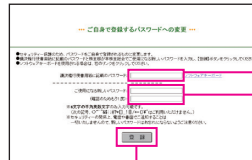
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 ≫ 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の一環として、配当と自己株式の取得を合わせた中期的な総還元性向を60%程度とすることを基本方針としております。年2回（中間配当及び期末配当）の安定配当に加え、市場動向を考慮しながら柔軟に特別配当や自己株式の取得を実施してまいります。

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、普通配当を1株当たり35円といたしたいと存じます。また、株主の皆様のご支援にお応えすべく特別配当15円を加え、期末配当を50円といたしたいと存じます。これにより、中間配当35円と合わせた年間配当は、1株当たり85円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項

及びその総額

当社普通株式1株につき 金50円

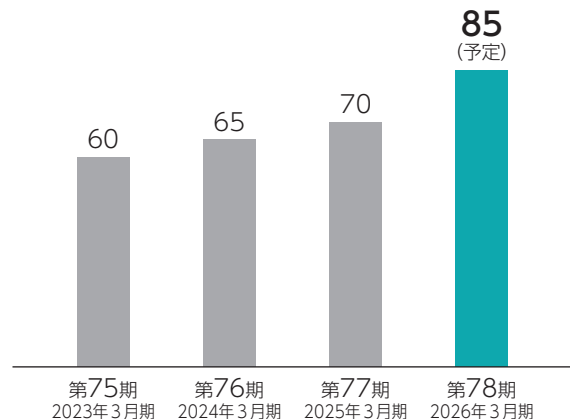
配当総額 5,612,704,600円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

1株当たりの配当金(年間)の推移

(単位:円)



※2025年12月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施いたしましたので、第78期中間以前の配当金につきましては、株式分割後ベースに換算した配当金額を記載しております。

第 2 号議案 ➤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5 名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番号	ふりがな 氏 名	当社における地位及び担当
1	再任 き た せい いち 喜 多 肇 一	代表取締役会長
2	再任 た ま が き ま さ ゆ き 玉 垣 雅 之	代表取締役社長
3	再任 た し ろ ひ ろ あ き 田 代 浩 明	取締役専務執行役員東京本社代表営業戦略本部・電設カンパニー 管掌
4	再任 み ぞ こ し な お と 溝 越 尚 人	取締役執行役員管理本部長兼総務部長
5	新任 か つ ら や ま ゆ た か 葛 山 豊	常務執行役員電工カンパニー長

株主総会参考書類

候補者番号 1 ^{き た せい いち}
喜 多 肇 一 (1959年8月19日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
178,828株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年 3 月 当社入社
2011年 6 月 当社取締役電材西日本事業部長
2014年 4 月 当社常務取締役電材西日本事業部・電工事業部管掌
2014年10月 当社常務取締役生産技術本部長兼電材西日本事業部・電工事業部管掌
2015年 4 月 当社常務取締役生産技術本部長兼電工事業部管掌
2016年 4 月 当社常務取締役電工本部長
2019年 4 月 当社常務取締役
2019年 6 月 当社代表取締役社長
2021年 4 月 当社代表取締役社長兼技術本部長
2023年 4 月 当社代表取締役社長
2025年 6 月 当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

喜多肇一氏は、現在代表取締役会長であり、強いリーダーシップと業界全般に対する高い知見で事業拡大と企業価値の更なる向上に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たま が き ま さ ゆ き
玉 垣 雅 之

(1964年1月27日生)

再 任

■ 所有する当社株式の数
64,026株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 3 月 当社入社

2017年 4 月 当社 P B 統括部長兼eビジネス営業部長

2018年 7 月 当社執行役員経営企画室長

2023年 4 月 当社執行役員経営企画室長兼サステナビリティ推進室長

2024年 4 月 当社執行役員経営企画室長

2025年 4 月 当社執行役員

2025年 6 月 当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

玉垣雅之氏は、現在代表取締役社長であり、当社の電設資材事業及び産業機器事業、本社部門での豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号 3 ^た田 ^{しろ}代 ^{ひろ}浩 ^{あき}明 (1967年4月12日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
112,132株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 6 月 当社入社

2017年 6 月 当社取締役電設西日本事業部長

2019年 4 月 当社取締役電設カンパニー長

2022年 4 月 当社取締役常務執行役員電設カンパニー長兼営業情報部長

2023年 4 月 当社取締役常務執行役員電設カンパニー長兼営業戦略本部管掌

2024年 4 月 当社取締役常務執行役員電設カンパニー長兼安全品質管理統括部管掌

2026年 4 月 当社取締役専務執行役員東京本社代表営業戦略本部・電設カンパニー管掌（現任）

■ 取締役候補者とした理由

田代浩明氏は、現在取締役専務執行役員東京本社代表であり、当社の電設資材事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みぞ こし なお と
溝越 尚人

(1969年5月25日生)

再任

■ 所有する当社株式の数
26,543株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年4月 当社入社

2020年7月 当社執行役員総務部長兼人事担当

2021年4月 当社執行役員管理本部長兼総務部長

2022年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長

2025年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼経営企画室長兼総務部長

2026年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

溝越尚人氏は、現在取締役執行役員管理本部長であり、当社の本社部門での豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号 **5** かつら やま ゆたか
葛 山 豊

(1967年8月4日生)

新任

■ 所有する当社株式の数
42,529株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月 当社入社
2012年 4 月 当社電工事業部西日本第 2 営業部長
2015年 4 月 当社電工事業部西日本第 1 営業部長
2017年 4 月 当社技術開発センター技術開発部長
2018年 4 月 当社技術開発センター長兼開発部長
2019年 4 月 当社電工カンパニー長兼電工営業統括部長 生産・技術副本部長
2019年 7 月 当社執行役員電工カンパニー長兼電工営業統括部長 生産・技術副本部長
2020年 4 月 当社執行役員電工カンパニー長
2022年 4 月 当社執行役員電工カンパニー長兼電工海外営業部長
2023年 4 月 当社執行役員電工カンパニー長
2025年 4 月 当社常務執行役員電工カンパニー長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

葛山豊氏は、現在常務執行役員電工カンパニー長であり、当社の自社製品事業において豊富な経験と実績に基づく幅広い知見を有していることから、当社の取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件

監査等委員である取締役の橋爪大氏、坂本雅明氏、藤原友江氏及び禿祥子氏は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役 4 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番 号	氏 名 ふりがな					当社における地位及び担当
1	再任	さか 坂	もと 本	まさ 雅	あき 明	社外取締役（監査等委員）
2	再任	ふじ 藤	わら 原	とも 友	え 江	社外取締役（監査等委員）
3	再任	かむろ 禿		しょう 祥	こ 子	社外取締役（監査等委員）
4	新任	しな 品	だ 田	いち 一	こ 子	

株主総会参考書類

候補者番号

1

さ か も と ま さ あ き
坂 本 雅 明

(1969年 4月 3日生)

再 任

独 立 役 員
社外取締役候補者

所有する当社株式の数
3,600株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月 日本電気株式会社 入社

1997年 7 月 株式会社NEC総研 入社

2005年 6 月 一橋大学イノベーション研究センター 非常勤共同研究員

2006年 1 月 株式会社富士ゼロックス総合教育研究所（現 株式会社パーソル総合研究所）入社

2012年 4 月 首都大学東京（現 東京都立大学）大学院非常勤講師

2019年 4 月 桜美林大学 大学院客員教授

2020年 4 月 桜美林大学 准教授

2020年 6 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

2026年 4 月 桜美林大学 教授（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂本雅明氏は、技術経営の博士として、また、経営コンサルティング等により培ってきた企業経営や戦略に関する専門的な知識、経験等を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号

2

ふじ わら とも え
藤 原 友 江

(1978年8月8日生)

再 任

独 立 役 員

社外取締役候補者

所有する当社株式の数

600株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2004年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所

2008年10月 公認会計士 登録

2017年 7 月 高山友江公認会計士事務所 開設（現任）

2017年 8 月 税理士 登録

2019年 6 月 当社 社外取締役

2020年 6 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

2022年 6 月 SPK株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤原友江氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

株主総会参考書類

候補者番号

3

かむろ
禿

しょう こ
祥子

(1974年 6月19日生)

再任

独立役員

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）勝部・高橋法律事務所 入所（現任）

2024年 6 月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

禿祥子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と専門的な知見を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2014年 4 月 株式会社りそな銀行 中目黒支店長

2015年 4 月 株式会社りそなホールディングス 人材サービス部ダイバーシティ推進室長

2016年 4 月 株式会社りそなホールディングス 人材サービス部人材育成室長

2018年 4 月 株式会社りそなホールディングス 執行役 コーポレートコミュニケーション部担当

2021年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役（監査等委員）

2026年 4 月 株式会社埼玉りそな銀行 経営企画部アドバイザー（現任）

2026年 6 月 伯東株式会社 社外取締役（就任予定）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

品田一子氏は、長年にわたり金融機関で培われた幅広い知見及び他社の執行役や監査等委員として携わった豊富な経験等を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役としての責務と役割を果たすことができると判断し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 坂本 雅明氏、藤原 友江氏及び禿 祥子氏は、現在当社の社外取締役ですが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって坂本氏が6年、藤原氏が7年、禿氏が2年となります。
3. 坂本 雅明氏、藤原 友江氏及び禿 祥子氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。また、品田 一子氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、坂本 雅明氏、藤原 友江氏及び禿 祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、品田 一子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員とする予定であります。

株主総会参考書類

<ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス>

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が有する主な専門性は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	財務 会計	法務 リスク管理 コンプライアンス	営業 マーケティング	製造 開発	グローバル	IT デジタル	サステナビリティ
喜多 肇一	代表取締役会長	●		●	●	●	●		●
玉垣 雅之	代表取締役社長	●		●	●		●		●
田代 浩明	取締役専務執行役員	●			●				●
葛山 豊	取締役常務執行役員	●			●	●	●		●
溝越 尚人	取締役執行役員	●	●	●				●	●
品田 一子	社外取締役（監査等委員）	●	●	●					●
野田 啓史	取締役（常勤監査等委員）			●				●	●
坂本 雅明	社外取締役（監査等委員）	●			●				●
藤原 友江	社外取締役（監査等委員）		●						●
禿 祥子	社外取締役（監査等委員）			●					●

（注）上記一覧表は、各取締役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きが見られるなど緩やかな回復傾向を示した一方で、物価上昇や金融資本市場の変動、米国の通商政策の影響など景気の下振れリスクもあり、依然として不確実性の高い状況が続きました。

当社グループの係わる電設資材業界は、物流コストや資材価格の上昇などの影響があったものの、大都市圏の再開発や企業の設備投資需要を背景に底堅く推移しました。また、自社製品の係わる空調業界は、全国的な猛暑を背景にルームエアコンの出荷台数が過去最高水準に達する（国内1,002万台 前年同期比6.5%増）など、好調に推移しました。

このような情勢のなか、当社グループは中長期的な経営戦略に沿って重点施策を着実に推進するとともに、積極的な営業活動を展開しました。

その結果、売上高は4,170億23百万円（前年同期比8.6%増）、営業利益は297億11百万円（前年同期比16.3%増）、経常利益は317億56百万円（前年同期比18.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は234億20百万円（前年同期比24.7%増）となり、過去最高業績を更新しました。

売上高

第77期 2025年3月期	前年同期比 8.6%増	第78期 2026年3月期
3,840億12百万円	»	4,170億23百万円

営業利益

第77期 2025年3月期	前年同期比 16.3%増	第78期 2026年3月期
255億56百万円	»	297億11百万円

経常利益

第77期 2025年3月期	前年同期比 18.9%増	第78期 2026年3月期
266億98百万円	»	317億56百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第77期 2025年3月期	前年同期比 24.7%増	第78期 2026年3月期
187億83百万円	»	234億20百万円

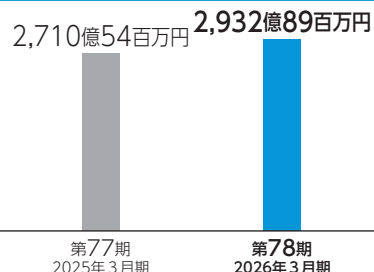
事業報告

セグメントの業績は、次のとおりであります。

電設資材事業

電設資材全般において物流コストや原材料価格の高騰などによる販売価格の上昇が継続しました。大都市圏の再開発や工場、データセンターなど大型物件向けの納入が好調に推移し、商品別では受配電設備や空調設備などの販売が増加したほか、銅価格の高騰が電線ケーブル類の売上に寄与しました。その結果、売上高2,932億89百万円（前年同期比8.2%増）となりました。

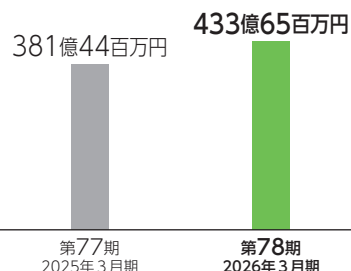
■ 売上高



産業機器事業

半導体関連の在庫調整の影響が縮小したことや、人手不足に伴う省力化・自動化需要の拡大などを背景に製造業における設備投資に持ち直しの動きが見られたことにより、制御機器及び電子部品の販売が増加しました。その結果、売上高433億65百万円（前年同期比13.7%増）となりました。

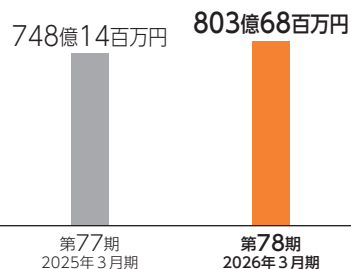
■ 売上高



自社製品事業

前年度に価格改定前の駆け込み需要が発生したことや北日本における販売が上振れしたことによる反動減の影響がありましたが、ルームエアコンの出荷が好調に推移したことで主力製品である被覆銅管や空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」などの販売が増加しました。連結子会社の(株)パトライトにおいては、半導体業界の市況回復を背景に海外向け販売が増加しました。その結果、売上高803億68百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

■ 売上高



2 設備投資の状況

当社グループでは、企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、研究開発施設「イノベーションセンター」の建設や基幹系業務システムをはじめとしたソフトウェアの開発等に総額63億7百万円の設備投資を実施いたしました。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、原材料価格や金融資本市場の動向、米国の通商政策に加え中東情勢の影響など先行き不透明な状況が続くものの、大都市圏における再開発や企業における設備投資需要の継続などを背景に底堅く推移するものと予想されます。

このような認識のもと、当社グループは中長期的な成長を目指し、①自社製品（P B 商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・省力化ソリューションの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速、⑤事業領域の拡大、⑥サステナビリティ経営の推進といった重点施策を着実に実行していくことによって企業価値の最大化を追求してまいります。

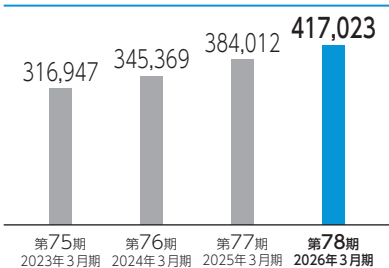
事業報告

5 財産及び損益の状況の推移

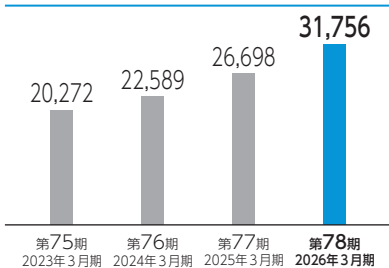
区 分	第 75 期 2023年 3 月期	第 76 期 2024年 3 月期	第 77 期 2025年 3 月期	第 78 期 2026年 3 月期 当連結会計年度
売上高 (百万円)	316,947	345,369	384,012	417,023
経常利益 (百万円)	20,272	22,589	26,698	31,756
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	15,427	15,623	18,783	23,420
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	138.75	139.67	166.92	208.49
総資産 (百万円)	245,646	262,811	278,983	313,325
純資産 (百万円)	151,228	162,269	173,023	197,384
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,351.58	1,443.31	1,536.35	1,754.68

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
3. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を第77期の期首から適用しており、第76期は当該会計基準等を遡及適用した後の数値となっております。
5. 当社は、2025年12月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額は当該株式分割が第75期の期首に行われたと仮定して算定しております。

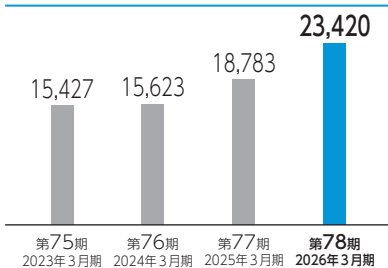
売上高 (単位: 百万円)



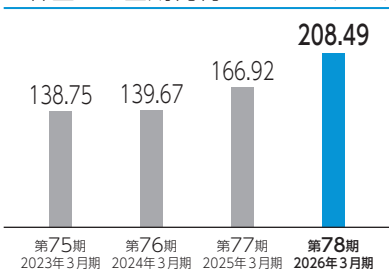
経常利益 (単位: 百万円)



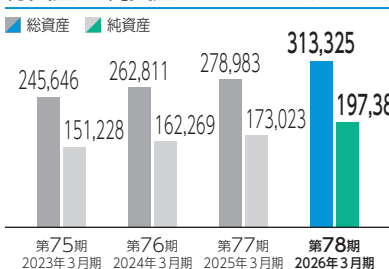
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



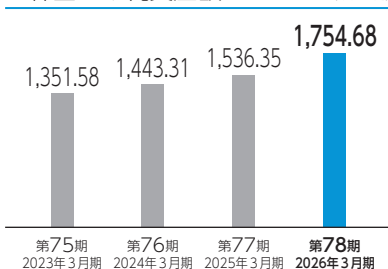
1 株当たり当期純利益 (単位: 円)



総資産 / 純資産 (単位: 百万円)



1 株当たり純資産額 (単位: 円)



6 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイティエフ株式会社	20 百万円	100%	電設資材事業
株式会社パトライト	300 百万円	100%	自社製品事業
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	133 百万バーツ	100%	自社製品事業
PT. PATLITE INDONESIA	1.5 百万米ドル	100%	自社製品事業

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

7 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、電設資材及び産業機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主な事業としております。

セグメントごとの主要品目は次のとおりであります。

セグメント	主 要 品 目
電設資材事業	電線ケーブル類、配管類、照明器具、配線器具、受配電機器、空調機器、音響通信システム、防災セキュリティシステム、発電機、太陽光発電システム、計測機器、工具類
産業機器事業	制御機器、電子部品、F A 関連機器
自社製品事業	空調用被覆銅管、空調配管化粧カバー、空調関連部材、表示灯、回転灯、散光式警光灯、情報配線システム、給排水管

事業報告

8 主要な営業所及び工場 (2026年 3月31日現在)

① 当社	
本 社	大阪本社：大阪市西区立売堀 4 丁目11番14号 東京本社：東京都品川区大崎 1 丁目11番 1 号
工 場	茨城工場、奈良工場
物 流 セ ン タ ー	東京物流センター、新東京物流センター、大阪物流センター
営 業 所 (3 1 営 業 所)	(近 畿) 京都営業所など9 営業所 (関 東) 横浜営業所など6 営業所 (北海道) 札幌営業所など2 営業所 (東 北) 仙台営業所など3 営業所 (東 海) 名古屋営業所など3 営業所 (北 陸) 金沢営業所など2 営業所 (中 国) 広島営業所など3 営業所 (四 国) 四国営業所 (九 州) 福岡営業所など2 営業所

② 子会社	
アイティエフ株式会社	香川県高松市
株式会社パトライト	大阪市
SIAM ORIENT ELECTRIC CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県
PT. PATLITE INDONESIA	インドネシア共和国リアウ諸島州

9 企業集団の使用人の状況 (2026年 3月31日現在)

セグメント	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
電 設 資 材 事 業	1,127 (94) 名	79 (△3) 名
産 業 機 器 事 業	203 (25)	4 (7)
自 社 製 品 事 業	770 (199)	△45 (△44)
全 社 (共 通)	130 (58)	8 (0)
合 計	2,230 (376)	46 (△40)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 305,840,000株

(注) 2025年12月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は152,920,000株増加しております。

2 発行済株式の総数 113,659,600株

(注) 2025年12月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）等に伴い、発行済株式の総数は56,835,400株増加しております。

3 当事業年度末の株主数 8,803名

4 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,456,200株	13.76%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	5,170,100	4.60
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,192,480	2.84
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE FIDELITY FUNDS	3,078,200	2.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,859,884	2.54
因 幡 電 機 従 業 員 持 株 会	2,119,496	1.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,790,266	1.59
吉 川 昌 子	1,610,800	1.43
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,464,358	1.30
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	1,341,900	1.19

(注) 1. 当社は、自己株式を1,405,508株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入しております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
監査等委員でない取締役(社外役員を除く)	8,000株	5名
監査等委員でない社外取締役	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社は、2025年12月1日付で株式分割（1株を2株に分割）を行っておりますが、交付株式数は分割前の株式数であります。

3 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	喜 多 肇 一	
代 表 取 締 役 社 長	玉 垣 雅 之	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	堀 家 一 美	営業戦略本部管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	田 代 浩 明	電設カンパニー長兼安全品質管理統括部管掌
取 締 役 執 行 役 員	溝 越 尚 人	管理本部長兼経営企画室長兼総務部長
取締役（常勤監査等委員）	橋 爪 大	
取締役（常勤監査等委員）	野 田 啓 史	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	坂 本 雅 明	桜美林大学 准教授
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	藤 原 友 江	公認会計士 税理士 SPK株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	禿 祥 子	弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）橋爪 大氏、坂本 雅明氏、藤原 友江氏及び禿 祥子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）橋爪 大氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）藤原 友江氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）橋爪 大氏及び野田啓史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）橋爪 大氏、坂本 雅明氏、藤原 友江氏及び禿 祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

事業報告

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	葛 山 豊	電工カンパニー長
常 務 執 行 役 員	遠 藤 忠 生	電材カンパニー長
執 行 役 員	清 岡 努	営業戦略本部長
執 行 役 員	難 波 宏 朗	監査室長
執 行 役 員	前 川 明 弘	技術本部長
執 行 役 員	梁 川 英 博	産機カンパニー長
執 行 役 員	因 幡 尚 志	サステナビリティ推進室長兼安全品質管理統括部長
執 行 役 員	山 谷 亜 津 志	中部営業推進担当兼電設カンパニー中部統括部長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役（執行役員も含む）であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社がてん補することとなります。

なお、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失により生ずる損害については保険契約の免責事項としております。

4 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを基本方針とします。この方針に基づき、取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬及び業績連動報酬を支給するとともに、非金銭報酬として譲渡制限付株式を交付します。また、監査等委員である取締役の報酬は、金銭報酬として固定報酬を支給します。

2. 金銭報酬の個人別の報酬の額等の決定に関する方針

金銭報酬は、役位、常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定するものとします。金銭報酬としての固定報酬は月例にて支給し、業績連動報酬は業績向上に対する意識を高めるため単体当期純利益の2%を限度額に、毎年一定の時期に賞与として支給します。

3. 非金銭報酬の内容及び額等の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上を図るため、株主総会において決議された限度額及び上限割当数の範囲内で譲渡制限付株式を交付します。個人別の割当数及び交付時期は取締役会で決定します。

4. 金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬の額が事業年度によって変動するため、その割合を定めておりません。

なお、指名報酬委員会は、取締役の種類別の報酬割合を適切に設定するように留意します。

5. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

指名報酬委員会は、公正な視点をもって各役位に対する基準額の水準の妥当性について審議し、取締役会に答申することで、客観性・透明性を確保します。

なお、指名報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役とするとともに、この中から委員長を選定します。

個人別の金銭報酬額については、取締役会から一任された代表取締役社長が株主総会において決議された限度額の範囲内で決定します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	員 数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬等の総額 (百万円)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	6	167	135	35	338
（内 社外取締役）	（－）	（－）	（－）	（－）	（－）
取締役（監査等委員）	5	50	－	0	50
（内 社外取締役）	（4）	（38）	（－）	（－）	（38）
合 計	11	217	135	35	388
（内 社外取締役）	（4）	（38）	（－）	（－）	（38）

- (注) 1. 上記には、2025年6月20日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、単体当期純利益としており、その実績は225億11百万円であります。当該指標を選択した理由は、業績向上に対する意識を高めるためであります。当社の個人別の業績連動報酬は、役位、常勤・非常勤の別、職務の内容、会社の業績、世間水準、従業員給与の水準、個別評価等を総合的に勘案して決定されております。
4. 非金銭報酬等は2024年6月21日開催の第76期定時株主総会において導入した譲渡制限付株式に関する報酬に基づく費用計上額31百万円及び2024年6月21日をもって廃止したストックオプションに基づく当事業年度の費用計上額4百万円を合計した金額を記載しております。また、当事業年度における譲渡制限付株式の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2020年6月19日開催の第72期定時株主総会において年額600百万円以内（内 社外取締役分50百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名（内 社外取締役0名）であります。金銭報酬とは別枠で、2021年6月18日開催の第73期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、3名であります。また、2024年6月21日開催の第76期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の支給額として年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名であります。
6. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2020年6月19日開催の第72期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、5名であります。
7. 取締役会は、代表取締役社長玉垣雅之氏に対し各取締役の固定報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会が公正な視点をもって各役位に対する基準額の水準の妥当性について審議した範囲内で決定しております。

5 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）坂本 雅明氏は、桜美林大学の准教授であります。なお、当社と桜美林大学との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）藤原 友江氏は、SPK株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社とSPK株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取 締 役 会	監査等委員会	発言状況及び社外取締役役期待される 役割に関して行った職務の概要
	出 席 回 数 (出席率)	出 席 回 数 (出席率)	
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員) 橋 爪 大	12回中12回 (100%)	8 回中8 回 (100%)	長年にわたり金融機関で培われた幅広い知見及び他社常勤監査役や取締役として携わった豊富な経験等から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 坂 本 雅 明	12回中12回 (100%)	8 回中8 回 (100%)	技術経営の博士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 藤 原 友 江	12回中12回 (100%)	8 回中8 回 (100%)	公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 禿 祥 子	12回中12回 (100%)	8 回中8 回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割責務を果たしております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定や内部監査について適宜必要な発言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2026年 3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流 動 資 産	227,604
現金及び預金	71,302
受取手形	1,409
電子記録債権	34,101
売掛金	79,430
契約資産	9
有価証券	15,000
商品及び製品	19,969
仕掛品	261
原材料及び貯蔵品	2,465
その他	3,660
貸倒引当金	△7
固 定 資 産	85,720
有形固定資産	25,101
建物及び構築物	5,944
機械装置及び運搬具	586
工具、器具及び備品	774
土地	13,986
建設仮勘定	3,712
その他	96
無形固定資産	3,356
投資その他の資産	57,263
投資有価証券	36,298
長期預金	17,000
繰延税金資産	30
その他	3,949
貸倒引当金	△14
資 産 合 計	313,325

負 債 の 部	
科 目	金 額
流 動 負 債	105,471
電子記録債務	7,057
買掛金	77,917
短期借入金	247
未払法人税等	5,842
前受金	1,584
賞与引当金	7,875
役員賞与引当金	135
その他	4,811
固 定 負 債	10,469
繰延税金負債	4,429
退職給付に係る負債	62
その他	5,977
負 債 合 計	115,940
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	178,366
資本金	14,529
資本剰余金	14,737
利益剰余金	152,268
自己株式	△3,169
その他の包括利益累計額	18,603
その他有価証券評価差額金	17,568
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	1,034
新 株 予 約 権	414
純 資 産 合 計	197,384
負 債 ・ 純 資 産 合 計	313,325

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			417,023
売 上 原 価			344,412
売 上 総 利 益			72,610
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			42,898
営 業 利 益			29,711
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	373		
受 取 配 当 金	1,155		
為 替 差 益	350		
そ の 他	345		2,224
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	23		
保 険 解 約 損	88		
そ の 他	69		180
経 常 利 益			31,756
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,140		
固 定 資 産 売 却 益	6		1,147
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	8		
固 定 資 産 除 却 損	6		15
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			32,887
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,711		
法 人 税 等 調 整 額	△244		9,467
当 期 純 利 益			23,420
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			23,420

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			406,433
売 上 原 価			338,007
売 上 総 利 益			68,426
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			39,113
営 業 利 益			29,313
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	297		
受 取 配 当 金	766		
そ の 他	414		1,477
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	12		
保 険 解 約 損	88		
そ の 他	54		155
経 常 利 益			30,635
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,140		
固 定 資 産 売 却 益	5		1,145
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	5		5
税 引 前 当 期 純 利 益			31,775
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,618		
法 人 税 等 調 整 額	△ 353		9,264
当 期 純 利 益			22,511

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 洋 貴
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 片 岡 洋 貴
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

監査報告書

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

因幡電機産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 橋 爪 大 ㊟

常勤監査等委員 野 田 啓 史 ㊟

監 査 等 委 員 坂 本 雅 明 ㊟

監 査 等 委 員 藤 原 友 江 ㊟

監 査 等 委 員 禿 祥 子 ㊟

(注) 監査等委員 橋爪大、坂本雅明、藤原友江及び禿祥子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市西区立売堀4丁目11番14号

当社 11階会議室

交通

地下鉄（中央線・千日前線）

阿波座駅 下車（4番出口すぐ）

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

